

○多賀城市教育委員会表彰規則

(平成6年12月26日 多教委規則第10号)

改正 平成22年1月29日 多教委規則第1号

(趣旨)

第1条 本市の教育、文化、体育・スポーツ等の向上発展に寄与した者に対し、多賀城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う表彰に関しては、別に定めがあるものを除き、この規則の定めるところによる。

(表彰の種類等)

第2条 表彰は、教育功績者表彰及び児童生徒顕彰とし、次条に定めるところにより、教育長の推薦に基づき教育委員会が行う。

第3条 次の各号の一に該当する者で、教育委員会が適当であると認めるものは、教育功績者としてこれを表彰する。

- (1) 本市内に所在する団体又は本市内に居住し、若しくは勤務する者で、教育、文化、体育・スポーツ等の向上発展に特に功績があったもの
- (2) 教育委員会が任命又は委嘱した各種委員等として10年以上在任した者で特にその功績が顕著なもの
- (3) 前2号に定めるもののほか、表彰に値する業績又は行為のあった者

2 市立学校の児童生徒又はその団体で、他の模範とするに足る行為があったものは、児童生徒顕彰としてこれを表彰する。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状又は感謝状に記念品を添えて行う。

2 表彰は、毎年1回表彰式を開いてこれを行う。ただし、特に必要があるときは、随時に行うことができる。

一部改正〔平成22年多教委規則1号〕

(死亡者の表彰)

第5条 表彰に値する者が表彰前に死亡したときは、その遺族を通じて行う。

(表彰者名簿)

第6条 教育委員会は、表彰した者の功を永く顕彰するため、表彰者名簿に記載してこれを保存する。

(表彰者名簿の抹消)

第7条 表彰を受けた者がその名誉を失墜するような行為をしたときは、表彰者名簿から抹消することができる。

(委任)

第8条 この規則の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(関係規則の廃止)

2 多賀城市教育功績者等表彰規則（昭和52年多賀城市教育委員会規則第3号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

3 旧規則の規定により現に表彰を受けている者は、この規則の規定により表彰を受けたもの

とみなす。

附 則（平成 22 年 1 月 29 日多教委規則第 1 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

多賀城市教育委員会表彰候補者選考基準

(趣旨)

第1条 この基準は、多賀城市教育委員会表彰規則（平成6年多賀城市教育委員会規則第10号。以下「規則」という。）に基づく表彰候補者の選考基準及び手続き等に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の選考基準等)

第2条 規則第3条第1項第1号の規定に基づく表彰は、次の個人又は団体について学校長又は課長からの内申を受け、全市的な視野で選考する。

(1) P T A

ア 特に優れた功績が認められる団体又は個人

イ 単位P T Aの会長の経験が3年以上の者

(2) 子ども会育成会

ア 特に優れた功績が認められる団体又は個人

イ 単位子ども会育成会の会長の経験が6年以上の者

ウ 市子ども会育成連合会の役員（理事相当以上）の経験が3年以上の者

(3) ボランティア活動団体等

教育、文化、体育、スポーツ等に関して、市民のために不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とした活動を概ね10年以上継続し、特に優れた功績が認められている団体又は個人

(4) 前3号に掲げるもののほかの教育関係団体

ア 特に優れた功績が認められる団体又は個人

イ 当該団体の全市連合組織の役員（理事相当以上）の経験が10年以上の者

第3条 規則第3条第1項第2号の規定に基づく表彰は、次の個人について課長からの内申を受け、全市的な視野で選考する。

(1) 社会教育委員、スポーツ振興審議会委員、文化財保護委員会委員、その他の委員等にあつては、在職期間10年以上でその功績が顕著な者

(2) 学校医、学校歯科医又は学校薬剤師にあつては、在職期間10年以上でその功績が顕著な者

2 前項の在職期間の計算にあつては、他の委員等の在職期間と通算することができない。

第4条 規則第3条第2項の規定に基づく表彰は、次の個人又は団体について学校長からの内申を受け、全市的な視野で選考する。

(1) 文化活動においては、全県的に権威のある大会等に入賞（特選、知事賞、最優秀賞など）をした児童生徒又はその団体

(2) 学校体育においては、県大会優勝、東北大会3位以上又は全国大会5位以上に入賞をした児童生徒又はその団体

(3) その他特に他の範となる行為又は業績のある児童生徒又はその団体

(重複表彰の禁止)

第5条 規則第3条第1項第1号又は第2号の規定に基づく表彰を受けた者は、重複して表彰を受けることができない。ただし、受賞後引続き10年以上顕著な功績があった場合は、この限りでない。

附 則

この基準は、平成7年1月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成13年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。